

今週の専門用語



08

ページ

 旧武富士事件

旧武富士の税務訴訟というと、約1,300億円の贈与税がゼロとなった最高裁判決が思い浮かぶが、これとは別に、いわゆるグレーゾーン金利を無効とした最高裁判決を受け、旧武富士が国に過年度に納付した法人税約2,400億円の還付を求めた訴訟（東京高裁平成26年4月23日判決）がある。旧武富士は、前期損益修正の前提となる継続企業の準拠が妥当しない場合には遡及的に過年度の所得を是正すべきと主張したが、裁判所は前期損益修正として処理すべきとの判断を下している。

16


ページ

 換価の猶予

国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合には、納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていることや、担保の提供があることなどの一定の要件に該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる（国税徴収法151条の2）。新型コロナウイルス感染症の影響によるものも対象となる。また、地方税を一時に納付することができない場合も同様の制度が設けられている（地方税法15条の6）。

41

ページ

 審理を尽くさせるための差し戻し

本件では、「譲渡人の会社への支配力に応じた評価方法を用いるべきもの」と判示しながらも、本件株式の譲渡時の時価について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻した。原判決は、本件の譲受人は少数株主に当たるから配当還元方式を用いるべきであったとしたが、その余の本件株式の評価論については判示されていない。納税者が売買価額こそ適正価額（時価）として取り扱われるべきと主張していることもあり、本件株式の価額等について審理を尽くさせることにしたものと考えられる。

From
編集室

◆新型コロナウイルス感染症の影響による企業の経営破綻が増えつつある。特に利用客が減少した旅館やホテル、飲食店などがダメージを受けている。元来の業績が悪化しているところに今回の新型コロナの追い打ちを受けた企業もあるようだ。◆政府は、中小企業を対象にした減税措置を検討しているが、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期も決まり、ますます経営が厳しくなる企業が増えるだろう。日本経済全体への影響もどこまで波及するか計り知れない。見えない敵とどこまで戦い続けることができるのか。4月から新年度が始まるが、かなり厳しい船出となりそうだ。 (TAB)

週刊T&Amaster 第828号

2020年3月30日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp